

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和 4年 5月12日
許可の有効年月日 令和 9年 5月11日

1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 4月15日 更新許可
令和 4年 8月 8日 変更届（代表者の変更）
令和 7年 8月20日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無

鳥取市 無 有

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

鳥知
西郡

別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃プラスチック類	—
(5)	紙くず	—
(6)	木くず	—
(7)	繊維くず	—
(8)	動植物性残さ	—
(9)	ゴムくず	—
(10)	金属くず	—
(11)	ガラスくず等	—
(12)	鋳さい	—
(13)	がれき類	—
(14)	ばいじん	—
(15)	政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	—
<ul style="list-style-type: none"> ・以上15品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。 ・(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)及び(11)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。 ・(1)、(2)、(12)及び(14)にあっては水銀含有ばいじん等であるものを含む。 		

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

